

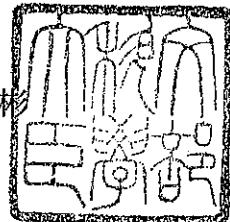


第7回原子力委員会
資料第1-1号

16校文科科第135号
平成17年2月21日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣
中山成彬



武藏工業大学原子力研究所の原子炉設置変更
[使用済燃料の処分の方法の変更]について(諮問)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づき、学校法人 五島育英会理事長 山口 裕啓から平成16年12月22日付け五島育英発16第144号をもって、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準に適合していると認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



別紙

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更は、武藏工業大学原子力研究所の原子炉における使用済燃料の処分の方法について、「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下「日米協定」という。）を締結している米国のエネルギー省に引き渡すことを追記するものである。

1. 法第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・日米協定に基づいて米国に移転された当該使用済燃料の利用は、日米協定に基づき米国において平和的目的に限って行われること

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、

- ・研究用原子炉の解体に伴い、使用済燃料を日米協定に基づいて米国に移転するものであり、「学術研究や基礎・基盤研究、医療、人材養成等に大きな役割を果たしてきた研究用原子炉については、これらの分野における今後の役割を見定めながら、その在り方について検討を行うとともに、その使用済燃料の取扱いについては、高濃縮度のウラン燃料の米国への期限内の返還を含め早急に検討を行うことが必要である。」とする我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の方針に沿ったものであること

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は工事を伴わないため、資金を必要としない。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。

五島育英発 16 第 144 号
平成 16 年 1 月 22 日

文部科学大臣
中山 成彬 殿

住 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 7 号

申請者名 学校法人 五島育英会
代表者名 理事長 山口 裕啓



武藏工業大学原子力研究所の原子炉設置変更許可申請書
[使用済燃料の処分の方法の変更]

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり武藏工業大学原子力研究所の原子炉設置変更の許可の申請をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 学校法人 五島育英会
住 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 7 号
代表者の氏名 理事長 山口 裕啓

2. 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 武藏工業大学原子力研究所
所 在 地 神奈川県川崎市麻生区王禅寺 971 番地

3. 変更の内容

昭和34年10月7日付け、34原第3181号をもって原子炉の設置の許可を受け、その後、別紙1のとおり設置変更許可を受けた武藏工業大学原子力研究所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項中、次の事項の記述について別紙2のとおり変更する。

8. 使用済燃料の処分の方法

4. 変更の理由

使用済燃料を米国に引渡すことが可能になったため。

5. 工事計画

当該変更に伴う工事はない。

以上

別紙 1

武藏工業大学原子力研究所の
原子炉設置変更許可の経緯

武藏工業大学原子力研究所の原子炉設置変更許可の経緯

許可年月日	許可番号	内 容
昭和 36 年 9 月 29 日	36 原第 3251 号	放射性廃棄物処理施設の変更
昭和 40 年 5 月 4 日	40 原第 1638 号	原子炉冷却系統施設の一部変更 (冷却水温度 45°C 以下)
昭和 46 年 8 月 19 日	46 原第 5865 号	一次冷却水温度制限値の変更 (最高温度 50°C 以下)
昭和 49 年 3 月 8 日	49 原第 1278 号	二次冷却設備の変更
昭和 50 年 7 月 29 日	50 原第 6664 号	熱中性子柱の構造変更及び照射室の新設
昭和 51 年 7 月 20 日	51 安(原規)第 39 号	原子炉の使用目的の変更
昭和 59 年 3 月 7 日	59 安(原規)第 50 号	燃料要素の構造変更と燃料貯蔵施設の追加
平成 6 年 9 月 8 日	6 安(原規)第 210 号	核燃料物質の貯蔵施設の変更

別紙 2

変更の内容

昭和 34 年 10 月 7 日付け 34 原第 3181 号をもって原子炉の設置の許可を受け、平成 6 年 9 月 8 日付け、6 安(原規)第 210 号をもって設置変更許可を受けた設置変更許可申請書の記述の変更箇所は以下のとおりである。

「8. 使用済燃料の処分の方法」の全文を次のとおり変更する。

「8. 使用済燃料の処分の方法

使用済燃料は、使用済燃料貯蔵設備において保管、若しくは、我が国が原子力平和利用に関する協力のための協定を締結している米国のエネルギー省に引渡す。」